

《紹介》

櫻井光堂

『古代日本領土の起原—日本領土の発祥的形態
に関する研究—』

新有堂、一九九六年、xvii+七一〇頁

齋藤 洋

一 本書は、著者が東北大学に提出した法学博士学位請求論文（主査は服藤弘司博士）に、その後の研究成果を加えて公刊されたものである。そして著者は本書をもつて「法地誌学」を提唱している。

文献紹介というと、新刊書を扱うのが通常であるが、それにもかかわらず十二年前に出版された本書を取り上げるには、理由がある。

第一に、本書を完読するには、その分量と内容から非常に長い時間を要したことである。第二は、本書の内容が時を経ても褪せることなく独創性を保っていることである。第三に、それにもかかわらず、本書が書評もしくは紹介された形跡が見られないことである。この第三の点については、本書が紹介の価値を有さないというような理由ではなく、後述するような内容について、多くの国際法学者が興味を示していないからというのが、原因であろう。しかしそのことと学術

的な価値は無関係である。

以下では、本書の大部分の内容を全て扱うことは紙幅の関係でできないので、その特徴が最も端的に表れている事項を中心に、紹介するものである。

二 まず本書の著者の櫻井光堂（さくらいこうどう）は、一九一五年に山口県宇部市に生まれ、一九四一年に東京帝國大学文学部（国文）を卒業後、法学部に編入し、一九四四年に東京帝國大学法学部（政治）を卒業。その後、外務省条約局に勤務するも、およそ一年で退職し、学究の道に入る。九州大学大学院研究生（給付）を終了後、北九州大学、麗澤大学、国士館大学を経て駒澤大学法学部に移り、一九六六年に駒澤大学法学部教授、一九七六年に同大学大学院教授、同年に東北大学から法学博士を授与され、一九九一年に退職、名誉教授となる。

主要な著書は、『国際文化政策』（誠信書房）、『日本の文化政策』（錦正社）、『改訂国際法』（有信堂）、『古事記の研究』（評論社）、『古代日本の領土』（公論者）などがあり、そのほかにも世界書院や秋田書店から古事記に関する研究書を公刊している。

著者が国文出身ゆえに、法学部出身者とは異なる視点をもった研究が多いのが特徴であろう。

三 本書の紹介に入る前に、全体像を示すため、目次を掲げることにする。通常の紹介では目次をすべて記載することは

しないが、本書の場合、そうすることによってそのスケールの大きさと詳細な内容を示すことができるといえよう。また、本書のすべてを紹介できないゆえに、目次からそのほかの内容を読み取っていただきたいと考えるからである。

はしがき

第一部 領土画定篇

第一章 古代領土の構成

一 柳田国男の卓見とその限界点

- 1 国境明示手段としての矢立峠と『地名の研究』
- 2 日本の地名由来の複雑難解性と原因
- 3 柳田国男による「矢立峠」の分析

二 古代文献によらない先史時代の領土の探究

- 1 法学的角度からの法則性の探究
- 2 地名学との関係
- 3 国境明示地名と関連的諸現象の体系化

三 領土構成のあとづけ

- 1 古代日本の社会生活における基本的パターン

2 領域明示の諸原則

3 全国的領土構成の概要

第二章 古代無文字時代の領土表示の体系

一 国家群の組むことによる連合と統治のしかた

- 1 総説―とくに統治権力と聖火信仰制度との関係―

- 2 国家統治作用と山岳宗教およびその他の部族宗教との結合

- 3 領域設定行為にみられる統治権力の物的表示体系
- 二 現行都道府県別による和人諸国の古代の領土権表示の態様

- 1 千島・北海道・東北地方

- 2 関東・中部北陸・近畿地方

- 3 中国・四国地方

- 4 九州・沖縄地方

付 各都道府県別解説

第三章 統治権の表示と国境の画定

はじめに―古代国家の統治法と山岳宗教との結合による

国見山その他の観念の発見―

- 1 日本書紀の国見山の記事と国見山の公法上の地位
- 2 国見山以外の統治法上の諸観念とその表示体系の展開

- 一 九州における熊・曾国家連合体の領土範囲と統治権の表示（沖縄を含む）

- 1 熊曾の特殊性

- 2 クマソ連合国家集団の三行政区の統治権表示

- 二 豊・葦原ノ国の領土範囲と統治権の表示（中国・四国・北陸）

- 1 豊国の領土

2 領土内の各国の統治権表示

3 葦原の中ツ国(出雲地方政治権力体・連合国家)

三 土着和人の中央政治権力体の領土範囲と統治権の表示

1 大ヤマト中央権力国家の構成支分国

2 構成各国の統治権の表示体系

四 「イワの国」(鉾山国)―国名―の領土範囲と統治権の表示(旧エゾの国)

1 古代イワの国の領土範囲と構成支分国

2 矢筈山体系の表示

むすび―八大原則の展開―

第二部 文献解読篇(古文獻解読による領土變動史的究明)

第四章 記紀の秘密公文書的性格

一 記紀の信憑性

二 記紀の機密公文書的性格のちがい

1 極秘国家機密公文書としての古事記の特徴

2 書紀の半機密・公開用国家公文書としての特徴と

記紀の相互関連性

三 解読法の発見と神代設定の理由

1 解読法の発見と迷彩擬装方法の分析

2 神代設定の理由

第五章 小国家連合体の領土規定

はじめに

一 記紀解読法の発見による新しい意味体系の出現

1 新しい解読法の発見

2 かかれた新しい意味体系の存在は否定できない

二 古代小国家連合体の成立過程

1 小国家連合体の成立過程

2 連合国家中央権力体の法的構造

三 連合国家の領土規定

1 領土獲得戦争と国境の画定

2 第一次領土宣言と八行政管区の創設

3 第二次領土編入宣言と六行政管区の創設

第六章 小国家連合体の分裂と盟神誓約(条約)

はじめに

一 小国家連合体の成立・分裂・内戦の勃発

1 記紀神代巻の記載事項の順序

2 国家連合の成立と領土支配権の宣言および国号と

主都の決定

3 連合国家としての中央権力機構の設置

4 政府各省庁の増設と国王の交代

5 第一次内戦の勃発と交戦当事国の編成

6 豊国の戦争のための体制の強化と王子・王女の派遣による連合国家の分治と権力の分与

7 王位継承問題の発生と三貴子の法的資格の決定

二 連合の復活と盟神誓約の締結

- 1 盟神誓約の当事国および保障国家
- 2 盟神誓約締結の手續としての宇気比
- 3 盟神誓約(条約)の内容―八箇条の復原―
- 4 条約実施のための協定の成立と神証官の派遣および神体の所在

第七章 王位継承誓約の争い

はじめに

- 一 盟神誓約の締結
- 二 誓約への違反と新誓約の締結ならびに破棄
- 三 国家統治権の譲与の外交交渉と对等合併条約の成立
 - 1 国譲り・国家統治権(自国支配権)譲与の外交交渉

2 对等合併誓約の成立

四 合併条約の効力に関する紛争とその決着

第八章 出雲地方政治権力集団の東方移動

- 一 スサノオ王室の正系王統譜と出雲地方政治権力集団(国家)の東方移動

1 四国と九州に対する領有権

2 本土帰還後のスサノオの領土

- 3 スサノオ葦原の中津国国王の王統と政権集団の東方への移動

二 オオクニヌシ政治権力の東方への大移動

1 スサノオ系の王統の資格と権利

2 大國主大王の王統

3 スサノオの傍系王統の發展

付録 古代日本の領土資料

- 一 柳田国男のあげる国境明示手段としての矢立峠その他の地名

二 記紀の領土觀念に関する記録

三 図版〔本書記載の図版番号1〜47は省略〕

第三部 領土祖型篇

第九章 周防長門二国(山口県)の神祇統治社会(原始小

国家群)の分布構造の解明

一 周防および長門の国の国名の由来とその成立事情

1 成立過程

2 周防国および長門国の語義

二 周防の国の領土権の態様と神祇統治社会

1 領土権帰属の表示形態の概観

2 各地区の帰属表示

(イ) 熊毛郡および玖珂郡

(ロ) 大島郡

(ハ) 都怒の国(都濃郡・佐波郡・吉敷郡)

三 長門の国の領土権の態様と神祇統治社会

1 領土権帰属の表示形態の概観

(イ) 矢櫃山と矢櫃

(ロ) 矢櫃統治権放射範囲の矢止メ表示その他

(ハ) 部族連合守護山岳と国見山および各部族守護

山岳

2 各地区の帰属表示

(イ) 阿武・大津 (二郡)

a 阿武郡の神祇宗教統治社会

b 大津郡の神祇宗教統治社会

(ロ) 美祢・厚狭・豊浦 (三郡)

a 美祢郡の神祇統治生活社会 (神祇圏)

b 厚狭郡の神祇統治生活社会 (神祇統治圏)

c 豊浦の神祇統治生活社会

(ハ) 長門の国の連合的構造の要領

第十章 結論古代神祇統治社会の領土祖型の構造の解明

―その成立の基盤と連合の形式―

一 日本原始国家群の領土祖型の究明

(1) 領土の画定方式の発見

(2) 文献の解釈

(3) 周防・長門二国の分析と方法および結果

(4) 他の拳証例としての仙台および東京の古代神祇

統治社会

二 神祇統治社会の連合の形式

(1) 周防の国の連合形式

(2) 長門の国の連合形式

(3) 縮小細分化形式の連合と拡大増殖形式の連合

(4) 連合体の中心的結合者

(5) 神祇統治社会の発展の段階―野から国へ―

三 神祇統治社会成立の基盤

(1) ストーンサークルと矢筈体系

(2) 矢筈体系から国見体系への発展

(3) 旧国々体制の成立

(4) 呪術的小国家群の首長と領域の原型

(5) 部族社会の社会的・文化的基盤

四 むすびのことば

統編 古代日本の領土の起原

―日本国 (やまと) 成立に先行する倭人諸国領土の変

動過程―

第一章 日本列島における国家の領域の分合と得喪

第二章 「くに」観念と豊国の発展

第三章 長門国と阿牟国と豊国の相関的地位

第四章 九州国家豊国の三段階の本州への拡大

四 著者が本書を執筆するきっかけとなったのは、第一に、本邦も少なくとも二千年の歴史を有していると考えられるにもかかわらず、法学分野からの無文字時代研究がほとんど見当たらないこと、第二に、現在のような国境もしくは国家の

配置を念頭に置くような固定観念は無文字時代の東アジアには不必要であること、第三に、無文字時代といえども何らかの政治的存在もしくは権力的集団が存在するならば、その接触のためのルール（現代でいえば国際法）があつてしかるべきであること、第四に、日本全国にわたつて各地域の土地の名称（山・谷などの名称）に同一の又は極めて類似した名称が非常に多く用いられていることへの疑問、第五に、無文字時代を記録した後世の公式出版物として記紀（古事記・日本書紀）を読み直すことの有益性、以上が著者の中で渾然一体となつて表出した結果が本書に記された研究である。

まず第一部の領土画定篇は、いわば本書の中心をなす部分である。無文字時代の領土分割およびそれに伴う手段がまとめられている。特に第一部は右記の第四の点に直接関連している。たとえば、各地に矢筈・矢立あるいは御岳・御岳山、六国山・三国山・国見山など、同一もしくは極めて類似した表記が多くあり、また山岳にもかかわらず大平・小平あるいは平地にもかかわらず丸山・亀山など、地形状況と一致しない地名表記も多く存在していることに著者は疑問を持ち、古地図から現代の地図まで複合的に照らし合わせながら名称変更していない地名を調べた。

一例をあげると異なる部族が争い合い、一時休戦もしくは停戦を行う場合（停戦協定もしくは休戦協定）、小平という名称を当該境界地域または紛争地域に付け、あるいは終戦ま

たは講和の場合（講和条約もしくは平和条約）、大平という名称を用いる。そして平和が取り戻されたこと又は当該地域を中立地帯にするという証として祠を祭つたり、それが無いときは丸山・亀山といった平和をイメージするような名称を付すということである。そのほかには、国境警備の最前線基地を国見（山）あるいは三国山・六国山などと称し、そこから矢を放つて届いた地点を矢立・矢筈または大倉・赤倉といった「行き止まり」を意味する名称にして、自らの勢力範囲を示すようにしたなどである。

それらを総合して、古代（無文字時代）の領域表示原則は次のような八原則にまとめられるという。（二十六～二十八頁、六十四～七十三頁）

第一原則 矢筈山などによる国境線に基づく領土範囲の表示（烏帽子岳、横山、立石、矢立などの表示も用いられている）

第二原則 御岳・五十鈴川などを中心とする諸施設の表示（神域を含み、小国家の内部的措置の原型）

第三原則 高見山宗主権体系（国家連合体における最高統治権の所在を示す体系であり、各地域の首都に命名することもあり、例えば安芸国見（備後）、周防国見、高千穂などがある）

第四原則 国見山行政区体系（一定の行政区域を表示で、国境におかれる場合と国内におかれる場合（内国国見）があ

る)

第五原則 多辺的・多部族的国見山体系(全国的領土表示体系における広域行政府の存在を表示、六カ国または八カ国を統括する広域行政府の存在を示す)

第六原則 三國山および三方山体系(行政区の組織化の表示、三カ国を一単位とする制度を示す)

第七原則 中立地帯体系(大國家連合の広域行政区域の国境線が並走し、その中間に不可侵地域もしくは共同利用地域が設定されたことを表示、武蔵に至って両神の名称が付されている)

第八原則 種族・部族山体系(種族部族の守護山の設定による権利保障措置の表示)

次に第二部の文献解題篇においては、記紀(古事記・日本書紀)に対する新しい解釈(法学的解釈)を用いて、第一部の史上における具体的態様を読み取るうとしている。記紀が勝利者による歴史の記述だとしても、領土表示等の一種の技術的・法的表現形態はほとんど変化を受けないと著者は考えただからである。このような発想そのものは、国文卒という著者独自の発想ということができよう。同時に法学部のみで育ってきた研究者には不可能な古い日本語または漢語の素養があったればこそといえよう。

著者は記紀における記述方法の特色として、国名の単純化、具象性、連結的羅列性(列挙性)を挙げている。もちろん

ん古事記と日本書紀とでは記述に若干の相違がみられるが、前者は事実を極秘形式で記述し、後者は公表し得る法的事実として大和朝廷が容認し得る事実のみを容認し得る範囲で国益的立場から公開記録した、と著者はいう。しかし同時に、それらのすべての操作は可能な限り事実保存を損じない限度で行われたと解釈している(一八九―一九〇頁)。それらを王位継承やスサノオ、オオクニヌシなどの行動やそれに伴う諸記述に従って、休戦・和平・領土割譲などの方法を探りだし、第一部と関連させて論証しようとしている。

続く第三部の領土租型篇は、第一部および第二部を通して著者が論証した諸原則を、現在の日本に当てはめて検討している。もちろん、無文字時代と現代では行政区画や統治組織なども異なり、地形も変化しているが、現在の日本の領域の範囲内ではどうなるのか、といった視点で、現在も残る諸地名の意味を明らかにしている。著者が山口県出身のためか、本篇の中心は長門の国および九州地域となっている点に、十分さが残る。しかしそれも一つのサンプルと考えれば、納得できる範囲であろう。

最後の続編である「古代日本の領土の起原」は、本書のものととなった学位論文に加筆された部分である。第一部から第三部までの長大な記述を読む時間がない場合は、続編の第一章「日本列島における国家領域の分合と得喪」から読み始めて、続編を読み終わった後に興味のある篇に戻るのも、本書

では可能である。その意味で続編第一章は、本書の要約とも考えられるのである。

五 このような視点と方法によって膨大な資料と文献を用いて試行された当該研究を、著者は「法地誌学」と名付けている。しかし、この分野を発展させるには、著者と同じように文学部と法学部の双方の素養を必要とするゆえに、残念ながら現段階では「法地誌学」の後継者は育っていないのが現状である。

紙幅の関係でこれ以上の詳細な内容をここで紹介することはできないが、このような研究に対しては、賛否両論があるであろう。特に法学研究とは認めがらえないものもいると思われるが、それは古文書を解読できない法学部出身者の弱点を表しているのではないだろうか。

どちらにしても学術的な意味で非常に獨創性を有することについてはあまねく一致することであろう。紹介者も、前任校のゼミナールで本書に基づいて前任校の所在地が古代ではどのような位置付であったかを調査したことがあった。それによれば当該地域は富士山から延びる中立地帯の中にあり、二つの巨大勢力に挟まれていた状況が浮かび上がってきた。

現代の国際法および国際関係論においても、中立地帯の存在は二つ以上の対立する勢力の存在を間接的に表していることから、これは著者のいう出雲朝廷と大和朝廷との関係ではないかと議論になった思い出がある。また著者の見解を拡大す

れば、古代東アジアは、例えば朝鮮半島南部と九州（島）とが一つの勢力圏を形成していたというような、現在の国家分布とは全く異なる国際関係が推測され得るのではないだろうか。

以上のように、本書は著者の有する広範な素養から導き出された獨創性のある研究であり、古代東アジアの国際法・国際関係論にとつても、また記紀解読にとつても一石を投じ得る貴重な研究であると評することができよう。ここに読者諸氏に一読を勧める理由がある。

最後に紹介者の気付かない誤読については率直に著者のご海容を願うものである。

—さいとう ひろし・法学部教授—

※新有堂は現在、社名変更して虹有社（こうゆうしゃ）と
なっている。